

※注) この「条文改正に伴う補正情報」は、平成30年4月13日時点における情報です。
 また、この情報（誤記誤植等による訂正を含む）は、テキスト掲載分に対応する補正であり、改正内容の全てが網羅されているものではありませんので、その点にご留意下さい。

V O L . 1 労働基準法・労働安全衛生法

1. 労働基準法

◆新旧対照表

| 頁 | 改正前 | 改正後 |
|----|---------------------------|--------------------------|
| 77 | (3)1つ目□イ)1行目 常勤の消防団員及び | 常勤の消防団員、 <u>准救急隊員</u> 及び |

◆訂正表

○訂正情報なし

2. 労働安全衛生法

◆新旧対照表

○補正情報なし

◆訂正表

| 頁 | 誤 | 正 |
|-----|--|--|
| 251 | (3)条文1行目 則13条1項 2 号に掲げる業務 | 則13条1項 2 <u>3</u> 号に掲げる業務 |
| 252 | ちょっとアドバイス・1行目 「則13条1項 2 号に掲げる業務」 | 「則13条1項 2 <u>3</u> 号に掲げる業務」 |

VOL. 2 労働者災害補償保険法・雇用保険法・労働保険徴収法

1. 労働者災害補償保険法

◆新旧対照表

| 頁 | 改正前 | 改正後 |
|----------|--|---|
| 61 62 | ちょっとアドバイス・1つ目□図表内 105,130円 52,570円 57,110円 28,560円 | <u>105,290円</u> <u>52,650円</u> <u>57,190円</u> <u>28,600円</u> |
| 125 | ここをチェック・2段目 e) 全文 | 【差替①】 |

◆訂正表

○訂正情報なし

【差替①】

e) 日常生活を円滑に営むことができるようにするための必要な援助として行われる作業のうち次に掲げるもの（平27選）

- イ) 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律に規定する介護関係業務に係る作業であつて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練又は看護に係るもの
ロ) 炊事、洗濯、掃除、買物、児童の日常生活上の世話及び必要な保護その他家庭において日常生活を営むのに必要な行為

2. 雇用保険法

◆新旧対照表

| 頁 | 改正前 | 改正後 |
|-----|----------------------------|---|
| 161 | 【雇用保険被保険者氏名変更届】3段目 速やかに | <u>当該被保険者に係る資格喪失届等又は当該被保険者が当該事業主を經由して行う支給申請手続（高年齢雇用継続基本給付金の支給申請等）の際</u> |

◆訂正表

| 頁 | 誤 | 正 |
|-----|---------------------------------|--------------------|
| 157 | 5段目「短時間労働者」1つ目□3行目 かつ、40時間未満 | かつ、 <u>30</u> 時間未満 |
| 228 | ここをチェック・1つ目□2行目 | |

| | | |
|--|---------------|-------------|
| | 管轄公共職業安定所の長は、 | 公共職業安定所の長は、 |
|--|---------------|-------------|

3. 労働保険徴収法

◆新旧対照表

| 頁 | 改正前 | 改正後 |
|-----|---|-------------------------------------|
| 339 | ◆労災保険率表 | 【差替②】 |
| 341 | ここをチェック・1つ目□ 平成 29 年 4 月 1 日 平成 29 年度の雇用保険率 | 平成 30 年 4 月 1 日 平成 30 年度の雇用保険率 |
| 344 | ちょっとアドバイス・2つ目□ 指定農業機械従事者、職場適応訓練受講者、事業主団体等委託訓練従事者 | 指定農業機械従事者、職場適応訓練受講者、事業主団体等委託訓練従事者など |
| 395 | Advance・図表内 平成 29 年、2.7%、9.0% | 平成 30 年、2.6%、8.9% |
| | 平成 29 年の特例基準割合は「1.7%」 | 平成 30 年の特例基準割合は「1.6%」 |

◆訂正表

○訂正情報なし

【差替②】

| 事業の種類の分類 | 事業の種類 | 労災保険率 (単位：1/1,000) | | |
|----------|-------------------------------------|-----------------------|-----|----|
| | | 改正後 | 改正前 | 変化 |
| 林業 | 林業 | 60 | 60 | |
| 漁業 | 海面漁業（定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く） | 18 | 19 | ↓ |
| | 定置網漁業又は海面魚類養殖業 | 38 | 38 | |
| 鉱業 | 金属鉱業、非金属鉱業（石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く）又は石炭鉱業 | 88 | 88 | |
| | 石灰石鉱業又はドロマイト鉱業 | 16 | 20 | ↓ |
| | 原油又は天然ガス鉱業 | 2.5 | 3 | ↓ |
| | 採石業 | 49 | 52 | ↓ |
| | その他の鉱業 | 26 | 26 | |
| 建設事業 | 水力発電施設、ずい道等新設事業 | 62 | 79 | ↓ |
| | 道路新設事業 | 11 | 11 | |
| | 舗装工事業 | 9 | 9 | |
| | 鉄道又は軌道新設事業 | 9 | 9.5 | ↓ |
| | 建築事業（既設建築物設備工事業を除く） | 9.5 | 11 | ↓ |
| | 既設建築物設備工事業 | 12 | 15 | ↓ |
| | 機械装置の組立て又は据付けの事業 | 6.5 | 6.5 | |
| | その他の建設事業 | 15 | 17 | ↓ |
| 製造業 | 食料品製造業 | 6 | 6 | |

| | | | | |
|----------------|---|-----|-----|---|
| | 繊維工業又は繊維製品製造業 | 4 | 4.5 | ↓ |
| | 木材又は木製品製造業 | 14 | 14 | |
| | パルプ又は紙製造業 | 6.5 | 7 | ↓ |
| | 印刷又は製本業 | 3.5 | 3.5 | |
| | 化学工業 | 4.5 | 4.5 | |
| | ガラス又はセメント製造業 | 6 | 5.5 | ↑ |
| | コンクリート製造業 | 13 | 13 | |
| | 陶磁器製品製造業 | 18 | 19 | ↓ |
| | その他の窯業又は土石製品製造業 | 26 | 26 | |
| | 金属精錬業（非鉄金属精錬業を除く） | 6.5 | 7 | ↓ |
| | 非鉄金属精錬業 | 7 | 6.5 | ↑ |
| | 金属材料品製造業（鋳物業を除く） | 5.5 | 5.5 | |
| | 鋳物業 | 16 | 18 | ↓ |
| | 金属製品製造業又は金属加工業（洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめっき業を除く） | 10 | 10 | |
| | 洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業（めっき業を除く） | 6.5 | 6.5 | |
| | めっき業 | 7 | 7 | |
| | 機械器具製造業（電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く） | 5 | 5.5 | ↓ |
| | 電気機械器具製造業 | 2.5 | 3 | ↓ |
| | 輸送用機械器具製造業（船舶製造又は修理業を除く） | 4 | 4 | |
| | 船舶製造又は修理業 | 23 | 23 | |
| | 計量器、光学機械、時計等製造業（電気機械器具製造業を除く） | 2.5 | 2.5 | |
| | 貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業 | 3.5 | 3.5 | |
| | その他の製造業 | 6.5 | 6.5 | |
| 運輸業 | 交通運輸事業 | 4 | 4.5 | ↓ |
| | 貨物取扱事業（港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く） | 9 | 9 | |
| | 港湾貨物取扱事業（港湾荷役業を除く） | 9 | 9 | |
| | 港湾荷役業 | 13 | 13 | |
| 電気、ガス等又は熱供給の事業 | 電気、ガス、水道又は熱供給の事業 | 3 | 3 | |
| その他の事業 | 農業又は海面漁業以外の漁業 | 13 | 13 | |
| | 清掃、火葬又はと畜の事業 | 13 | 12 | ↑ |
| | ビルメンテナンス業 | 5.5 | 5.5 | |
| | 倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業 | 6.5 | 7 | ↓ |
| | 通信業、放送業、新聞業又は出版業 | 2.5 | 2.5 | |
| | 卸売業、小売業、飲食店又は宿泊業 | 3 | 3.5 | ↓ |
| | 金融業、保険業又は不動産業 | 2.5 | 2.5 | |
| | その他の各種事業 | 3 | 3 | |
| 則 16 条 1 項 | 船員法 1 条に規定する船員を使用して行う船舶所有者の事業 | 47 | 49 | ↓ |

VOL.3 国民年金法・厚生年金保険法

1. 国民年金法

◆新旧対照表

| 頁 | 改正前 | 改正後 |
|-----|---|--|
| 30 | (2)図表の右列（要手帳添付の列） 図表の下に追加 | 削除 □当該届書に基礎年金番号を記載するときは、当該届書に <u>年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類</u> を添えなければならない。 |
| 35 | ちょっとアドバイス・2つ目□2行目 また、受給権者の住所の変更についての届け出に関しては、これを要しない（ <u>氏名の変更については省略できない</u> ）。 | また、受給権者の <u>氏名又は住所</u> の変更についての届け出に関しては、これを要しない。 |
| 36 | 4段目（住所変更）・本文 （厚生労働大臣が当該受給権者に係る機構保存本人確認情報の | （厚生労働大臣が機構保存本人確認情報の |
| 62 | ここをチェック・1つ目□ 平成 29 年度における改定率は0.998 | 平成 29 <u>30</u> 年度における改定率は0.998 |
| 88 | (2)条文2行目 所得税法に規定する <u>控除対象配偶者</u> | 所得税法に規定する <u>同一生計配偶者</u> |
| 108 | (2)条文2行目、図表 3) 基準月が平成 29 年度に | 3) 基準月が平成 29 <u>30</u> 年度に <u>【差替③】</u> |
| 111 | Advance・□3行目 （平成 29 年度は 0.989 （前年度： 0.998 ） | （平成 29 <u>30</u> 年度は 0.989 <u>0.996</u> （前年度： 0.998 ） |
| 117 | ②の見出し 平成 29 年度の年金額 | 平成 29 <u>30</u> 年度の年金額 |
| 134 | ちょっとアドバイス 本文 | <u>【差替④】</u> |
| 137 | ちょっとアドバイス・□1行目、2行目 老人控除対象配偶者 老人控除対象配偶者 | <u>同一生計配偶者（70歳以上の者に限る、以下同じ）</u> <u>同一生計配偶者</u> |
| 139 | ちょっとアドバイス・1つ目□1行目 至ったときは、 <u>氏名及び住所、保険料の免除理由及びそれに該当した年月日、基礎年金番号を記載した届書に、国民年金</u> | 至ったときは、 <u>当該事実があった日から14日以内に、所定の事項（氏名、<u>生年月日</u>及び住所、保険料の免除理由及びそ</u> |

| | | |
|-----|--|--|
| | 手帳を添えて、14日以内に、これを機構に提出しなければならない。 | れに該当した年月日、 <u>個人番号又は基礎年金番号</u>)を記載した届書を機構に提出しなければならない。 <u>この場合において、～【追加①】</u> |
| | ちょっとアドバイス・2つ目□1行目 該当しなくなったときは、 <u>氏名及び住所、保険料の免除理由に該当しなくなった理由及びその該当しなくなった年月日、基礎年金番号を記載した届書に、国民年金手帳を添えて、14日以内に、これを機構に提出しなければならない。</u> | 該当しなくなったときは、 <u>当該事実があった日から14日以内に、所定の事項(氏名、生年月日及び住所、保険料の免除理由に該当しなくなった理由及びその該当しなくなった年月日、個人番号又は基礎年金番号)を記載した届書を機構に提出しなければならない。なお、～【追加②】</u> |
| 143 | (1)①条文・下から3行目 控除対象配偶者 | <u>同一生計配偶者</u> |
| 154 | 1行目 ◆平成29年度における前納額 | <u>【差替⑤】</u> |
| 167 | ②1段目・図表内右列 平成29年、 <u>9.9%</u> 、 <u>2.7%</u> | 平成30年、 <u>8.9%</u> 、 <u>2.6%</u> |
| | ②2段目・1つ目□4行目 (平成29年は <u>0.7%</u>) | (平成30年は <u>0.6%</u>) |

◆訂正表

○訂正情報なし

【追加①】

この場合において、当該届書に基礎年金番号を記載するときは、当該届書に国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

【追加②】

なお、この規定により当該届書に基礎年金番号を記載する者にあつては、当該届書に国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

【差替③】

| 対象月数 | 金額 | 対象月数 | 金額 |
|------------|----------|------------|----------|
| 6月以上12月未満 | 49,020円 | 24月以上30月未満 | 196,080円 |
| 12月以上18月未満 | 98,040円 | 30月以上36月未満 | 245,100円 |
| 18月以上24月未満 | 147,060円 | 36月以上 | 294,120円 |

【差替④】

□平成 30 年度における保険料改定率は、「0.967」である。

*なお、具体的な 1 か月分の保険料額は、法定額 16,900 円×0.967≒「16,340 円」である。

【差替⑤】

◆平成 30 年度における前納額

| | 6 か月前納 | 1 年前納 | 2 年前納 | (毎月) |
|-------------|--------------------------|---------------------------|----------------------------|-----------------------|
| 口座振替 の場合 | 96,930 円 (@1,110 円割引) | 191,970 円 (@4,110 円割引) | 377,350 円 (@15,650 円割引) | 16,290 円 (早割@50 円) |
| 現金納付 の場合 | 97,240 円 (@800 円割引) | 192,600 円 (@3,480 円割引) | 378,580 円 (@14,420 円割引) | 16,340 円 |

2. 厚生年金保険法

◆新旧対照表

| 頁 | 改正前 | 改正後 |
|-----|---|---|
| 254 | ここをチェック・(2)図表 2 段目 変更後の住所を ここをチェック・(2)に□を追加 | 変更後の住所及び変更の年月日を □申出の必要な被保険者は、厚生労働大臣が住民基本台帳法の規定により <u>機構保存本人確認情報の提供を受けることができない者に限られる。</u> |
| 255 | (3)図表の本文 3 段目 c) 氏名変更の届出 | c) 氏名変更の届出 *1 |
| 287 | 5 つ目□ 平成 29 年度における | 平成 <u>30</u> 年度における |
| 299 | 5 つ目□ 平成 29 年度における | 平成 <u>30</u> 年度における |
| 321 | ここをチェック・1 つ目□ 平成 29 年度における | 平成 <u>30</u> 年度における |
| 344 | ちょっとアドバイス・1 つ目□ 「平成 29 年度名目手取り賃金変動率」 は、 0.989 である。 | 「平成 <u>30</u> 年度名目手取り賃金変動率」 は、 <u>0.996</u> である。 |
| 347 | ちょっとアドバイス・1 つ目□ 平成 29 年度における「スライド調整率」 は、 0.995 である。 | 平成 <u>30</u> 年度における「スライド調整率」 は、 <u>0.997</u> である。 |
| 348 | ちょっとアドバイス・1 つ目□ 「平成 29 年度再評価率」は、0.998 である。 | 「平成 <u>30</u> 年度再評価率」は、0.998 (前年度据え置き) である。 |
| 351 | (2)の見出し 平成 29 年度年金額 | 平成 <u>30</u> 年度年金額 |

| | | |
|-----|--|--|
| 387 | ②図表内右列 平成 29 年、 9.0 %、 2.7 % | 平成 <u>30</u> 年、 <u>8.9</u> %、 <u>2.6</u> % |
|-----|--|--|

◆訂正表

○訂正情報なし

VOL. 4 健康保険法・一般常識

1. 健康保険法

◆新旧対照表

○補正情報なし

◆訂正表

○訂正情報なし

2. 社会一般

◆新旧対照表

| 頁 | 改正前 | 改正後 |
|-----|---|---|
| 231 | ちょっとアドバイス・本文3) 4行目 「12月間」とあるのは「 24 月間」 | 「12月間」とあるのは「 <u>36</u> 月間」 |
| 334 | (2)条文2行目 所得税法に規定する控除対象配偶者 | 所得税法に規定する <u>同一生計配偶者</u> |
| 339 | 条文3段目（法68条）本文1行目 施設型給付費等負担対象額の 2分の1 を負担する。 | 費用のうち、施設型給付費等負担対象額から <u>拠出金充当額を控除した額の2分の1</u> を負担するものとし、市町村に対し、 <u>国が負担する額及び拠出金充当額を合算した額を交付する。</u> |
| | 条文4段目（法69条）本文2行目 児童手当費用」という)、地域子ども・子育て支援事業 | 児童手当費用」という)、 <u>法65条の規定により市町村が支弁する同条2号に掲げる費用（施設型給付費等負担対象額のうち、満3歳未満保育認定子どもに係るものに相当する費用に限る、「拠出金対象施設型給付費等費用」という)、地域子ども・子育て支援事業</u> |
| 340 | 条文2段目（法70条）本文 2) 全文 | <u>【差替⑥】</u> |
| | ちょっとアドバイス 「平成 29 年度の拠出金率」は、1,000分の 2.3 | 「平成 <u>30</u> 年度の拠出金率」は、1,000分の <u>2.9</u> |

◆訂正表

| 頁 | 誤 | 正 |
|---|---|---|
|---|---|---|

| | | |
|-----|---------------------------------------|--|
| 200 | (1)条文 4 段目・本文 1 行目 1) 国は、必要な各般の措置を | 1) 国は、 <u>国民健康保険事業の運営が健全に行われるよう必要な各般の措置を</u> |
| 231 | ちょっとアドバイス・本文 3) 5 行目 読み替えるものとする。 | 読み替えるものとする。 <u>(要介護認定更新申請も同様)</u> |

【差替⑥】

2) 前項の拠出金率は、拠出金対象児童手当費用、拠出金対象施設型給付費等費用及び拠出金対象地域子ども・子育て支援事業費用の予想総額並びに仕事・子育て両立支援事業費用の予定額、賦課標準の予想総額並びに法 68 条 1 項の規定により国が負担する額(満 3 歳未満保育認定子どもに係るものに限る)、同条 2 項の規定により国が交付する額及び児童手当法 18 条 1 項の規定により国庫が負担する額等の予想総額に照らし、おおむね 5 年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならないものとし、1,000 分の 4.5 以内において、政令で定める。

3. 労働一般

◆新旧対照表

○補正情報なし

◆訂正表

○訂正情報なし